

○津島市中心身障害者医療費支給条例

昭和48年10月11日条例第27号

〔注〕平成18年6月から改正経過を注記した。

改正

昭和58年4月1日条例第6号

昭和59年7月16日条例第14号

昭和59年10月1日条例第16号

昭和61年7月1日条例第16号

平成9年10月1日条例第21号

平成11年3月31日条例第9号

平成12年6月30日条例第32号

平成13年3月30日条例第12号

平成14年10月3日条例第35号

平成18年6月28日条例第36号

平成19年12月27日条例第34号

平成20年3月31日条例第5号

平成20年9月29日条例第25号

平成23年7月1日条例第18号

平成26年6月30日条例第22号

津島市中心身障害者医療費支給条例

(目的)

第1条 この条例は、心身障害者の福祉の増進を図るため、心身障害者の医療費の支給について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において「心身障害者」とは、次の各号のいずれかに該当する者で規則に定める要件を満たした者をいう。

- (1) 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号。以下「法施行規則」という。）別表第5号身体障害者障害程度等級表の1級から3級までに該当する身体障害者手帳所持者
- (2) 身体障害者障害程度等級表の4級に該当する身体障害者手帳所持者のうち法施行規則第5条第1項第2号の規定による障害名が腎臓機能障害とされている者、又は同表の4級から6級

までに該当する身体障害者手帳所持者のうち同号の規定による障害名が進行性筋萎縮症とされている者

(3) 知能指数が50以下の知的障害者

(4) 自閉症状群と診断された者

(受給資格者)

第3条 この条例により心身障害者医療費の支給を受けることができる者（以下「受給資格者」という。）は、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）の被保険者又は規則で定める法令（以下「社会保険各法」という。）による被保険者、組合員、加入者若しくは被扶養者（以下「被保険者等」という。）であって、市内に住所を有する心身障害者であるものとする。

(病院等に入院等をしている心身障害者の特例)

第3条の2 国民健康保険法第116条の2第1項各号に掲げる病院、診療所、施設又は住居（以下この条において「病院等」という。）に、入院、入所又は入居（以下この条において「入院等」という。）をしたことにより、市外に住所を変更したと認められる心身障害者である被保険者等については、前条の規定にかかわらず、受給資格者とする。

2 病院等に入院等をしたことにより、市内に住所を変更したと認められる心身障害者である被保険者等については、前条の規定にかかわらず、受給資格者としなない。ただし、入院等をする前に住所を有していたと認められる市町村からこの条例と同等な医療に関する給付を受けることができない等特別の事情があると市長が認める者については、この限りでない。

(適用除外)

第4条 前2条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、受給資格者としなない。

(1) 高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成19年政令第318号）別表に定める程度の障害の状態にある65歳以上75歳未満の者

(2) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている者

(3) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付を受けている者

(4) 津島市子ども医療費支給条例（昭和48年津島市条例第12号）に規定する未就学児

(5) 法令の規定によりこの条例と同等な医療に関する給付を受けることができる者

(支給の範囲)

第5条 市長は、第6条の規定により障害者医療費受給者証の交付を受けた受給資格者（以下「受給者」という。）の疾病又は負傷について国民健康保険法又は社会保険各法の規定による医療に

関する給付が行われた場合において、当該医療に関する給付の額と当該疾病又は負傷について法令の規定により国又は地方公共団体の負担による医療に関する給付が行われた場合における給付の額との合計額が医療に要する費用の額に満たないときは、規則で定める手続きに従い、その者に対し、その満たない額に相当する額（以下「医療保険自己負担額」という。）を障害者医療費（以下「医療費」という。）として支給する。

- 2 前項の医療に要する費用の額は、健康保険法（大正11年法律第70号）の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した額（当該法令の規定に基づきこれと異なる算定方法によることとされている場合においては、その算定方法によって算定された額）とする。ただし、現に要した費用の額を超えることができない。

（受給者証）

第6条 この条例による医療費の支給を受けようとする受給資格者は、あらかじめ、市長に申請し、規則の定めるところにより、この条例による医療費の支給を受ける資格を証する障害者医療費受給者証（以下「受給者証」という。）の交付を受けなければならない。

- 2 受給者は、前条第1項の規定により医療費の支給を受けようとする場合は、病院、診療所若しくは薬局又はその他の者（以下「医療機関等」という。）について診療、薬剤の支給又は手当を受ける際、当該医療機関等に受給者証を提示しなければならない。

（支給の方法）

第7条 市長は、受給者が医療機関等で医療を受けた場合には、医療費として当該医療を受けた者に支給すべき額の限度において、その者が当該医療に関し当該医療機関等に支払うべき費用を、その者に代わり、当該医療機関等に支払うことができる。

- 2 前項の規定により支払いがあったときは、受給者に対し、医療費の支給があったものとみなす。

（届出義務）

第8条 受給者は、規則で定める事項に変更があったとき又は医療費の支給事由が第三者の行為によって生じたものであるときは、その旨を速やかに、市長に届け出なければならない。

- 2 受給者証の交付を受けた者が受給資格者でなくなったときは、その旨を速やかに、市長に届け出るとともに受給者証を返還しなければならない。

（報告）

第8条の2 市長は、医療費の支給に関し、必要があると認めるときは、受給者証の交付を受け、若しくは受けようとする者、又は医療費の支給を受け、若しくは受けようとする者に対し、必要な事項の報告を求めることができる。

(支給金の返還)

第9条 市長は、受給者が医療費の支給に係る当該疾病又は負傷に関し損害賠償の支払いを受けたときは、その額の限度において医療費の全部若しくは一部を支給せず、又は既に支給した医療費の額に相当する金額を返還させることができる。

2 市長は、偽りその他不正の手段により医療費の支給を受けた者があるときは、その者からその支給を受けた額に相当する金額の全部又は一部を返還させることができる。

(譲渡又は担保の禁止)

第10条 この条例による医療費の支給を受ける権利は譲渡し、又は、担保に供してはならない。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、心身障害者の医療費の支給について必要な事項は、規則で定める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行し、昭和48年10月1日から適用する。

2 第4条の規定による医療費の支給は、この条例の適用の日以後行われた医療に関する給付について適用する。

附 則 (昭和58年4月1日条例第6号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和58年2月1日から適用する。

附 則 (昭和59年7月16日条例第14号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和59年4月1日から適用する。

附 則 (昭和59年10月1日条例第16号)

この条例は、昭和59年10月1日から施行する。

附 則 (昭和61年7月1日条例第16号)

この条例は、昭和61年8月1日から施行する。(後略)

附 則 (平成9年10月1日条例第21号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成11年3月31日条例第9号)

この条例は、平成11年4月1日から施行する。

附 則 (平成12年6月30日条例第32号)

1 この条例は、平成12年8月1日から施行する。

2 この条例の施行の際現に改正前の津島市中心身障害者医療費支給条例第6条の規定によりなされ

た申請、手続きその他の行為は、改正後の津島市心身障害者医療費支給条例第6条の規定によりなされた申請、手続きその他の行為とみなす。

- 3 この条例の施行前に行われた診療、薬剤の支給又は手当に係る医療費の支給については、なお従前の例による。

附 則（平成13年3月30日条例第12号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、第1条から第4条までの規定による改正後の各条例の規定は、平成13年1月1日から適用する。

（経過措置）

- 2 第1条から第4条までの規定による改正前の各条例の規定に基づいて平成13年1月1日前に行われた診療、薬剤の支給又は手当に係る医療費の支給については、なお従前の例による。

附 則（平成14年10月3日条例第35号）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、平成14年10月1日から適用する。
- 2 改正前の各条例の規定に基づいて平成14年10月1日前に行われた診療、薬剤の支給又は手当に係る医療費の支給については、なお従前の例による。

附 則（平成18年6月28日条例第36号）

この条例は、平成18年8月1日から施行する。

附 則（平成19年12月27日条例第34号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成20年3月31日条例第5号抄）

- 1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に行われた診療、薬剤の支給又は手当に係る心身障害者医療費及び母子家庭等医療費の支給並びに精神障害者医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則（平成20年9月29日条例第25号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成23年7月1日条例第18号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成23年12月1日から施行する。

附 則（平成26年 6 月30日条例第22号）

この条例は、平成26年10月 1 日から施行する。